

2 吉野川市体育館

鴨島体育館

(単位:円)

区 分		使用料 (1時間当たり)
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	640
	入場料を徴収する場合	1,290
アマチュアスポーツに利用しない場合	入場料を徴収しない場合	3,240
	入場料を徴収する場合	6,480

備考

アマチュアスポーツに利用する場合で、体育館の2分の1以下の部分を利用する場合にあつては、この表の規定にかかわらず、同表の区分に応じた使用料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

牛島体育館、川島体育館及び山川体育館

区 分		使用料 (1時間当たり)
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	530
	入場料を徴収する場合	2,690
アマチュアスポーツに利用しない場合	入場料を徴収しない場合	2,690
	入場料を徴収する場合	5,400

備考

アマチュアスポーツに利用する場合で、体育館の2分の1以下の部分を利用する場合にあつては、この表の規定にかかわらず、同表の区分に応じた使用料の額に2分の1を乗じて得た額とする。